

随意契約理由書

件名	タクシークーポン券の購入	
契約の相手方	兵庫県タクシー事業協同組合	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本事業は、新型コロナウイルス感染症対策事業として実施するものであり、感染症が流行する中、公共交通機関の利用に不安を抱える妊婦の方々が安心して出産を迎えられるよう、妊婦健康診査など医療機関への通院や、日常生活における外出時に利用することを目的としてタクシークーポン券を交付するものである。</p> <p>事業の検討にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策という臨時的・緊急的な事業であることを踏まえ、①早期に事業を開始するために既存のスキームを可能な限り活用すること、②妊婦による請求手続きが不要であること、③市内や近隣市で広く利用できること、の3点を重視した。その結果、タクシークーポン券を利用することが最適であると考えた。</p> <p>上記業者は既に独自のタクシークーポン券を販売しており、本事業への対応が速やかに行える。また、当該タクシークーポン券は、上記業者の組合に加入する県内多数のタクシー会社のほか、提携先会社や個人タクシー、近隣県の一部のタクシー会社でも広く利用できる。さらに、当該クーポン券は使用後の事務処理が不要なため、本事業の目的を十分に達成することができる。当該タクシークーポン券の販売は代理店を通すことなく上記業者が行っているため、本契約を履行可能な業者は上記業者以外にない。したがって、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	こども家庭局家庭支援課母子保健係	(電話番号 078-322-6513)